豊中市介護・障害福祉サービス分野への資格取得・就労応援事業に関する FAQ (初版/令和5年4月1日)

1. 資格取得助成・就職応援助成制度に関すること

助成の要件をすべて満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができるのか。

先着順で申込を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、助成の要件をすべて満たした方は早めに申込してください。

研修修了日とはどの時点を指すのか。

研修実施事業所が発行する修了証明書に記載の日を研修修了日とします。

助成金は課税対象で、確定申告が必要ですか。

詳細についてはお近くの税務署にご相談ください。

なお、本市では、支給の際に、所得税の源泉徴収を行いません。

2. 資格取得助成に関すること

(1) 助成対象

資格取得助成について、研修を修了した時点では豊中市民だったが、その後市外に転出し、 市外の事業所に勤務している場合、助成の対象となるのか。

申込時において、「豊中市民であること」が要件であるため、助成の対象外となります。

通信講座でも助成の対象となるか。

都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。

(2) 対象経費

助成金の対象経費には、研修受講に係る交通費、分割払いに係る手数料、修了評価不合格者 の追試は含まれるのか。

助成の対象外です。助成対象となる経費については、研修に係る講座の受講費と教材費のみ対象となります。

3. 申込関係

受講費を銀行振り込みやコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申込は可能か。

申込には研修実施事業所が発行する領収書の写しが必要です。なお、領収書は申込者本人が支払った介護職員初任者研修の受講費・教材費であることが確認できるものとしてください。

受講費用を分割払いとした結果、助成対象要件を満たした時点においても受講費用が完納されていない場合、どの時点で申込すればよいか。

受講費用が完納され、領収書の写しが添付できる時点で申込してください。

領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

研修実施事業所に再発行を依頼してください。領収書の再発行ができず、支払証明書等の発行 となる場合はご相談ください。

3. 就職応援助成に関すること

1. 雇用形態

非常勤の介護職員として勤務しているが、助成の対象となるか。

常勤・非常勤を問わず、申込要件を満たしていれば対象となります。

事業所に6箇月以上勤務していることをどのように証明するのか。

勤務先の事業所に勤務証明書(第2号様式)の発行を依頼してください。

勤務開始後6箇月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は助成の対象となるのか。

原則として、同一の事業所に6箇月以上継続して勤務していることを助成の要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合は対象となります。なお、別の法人に転職された場合は、対象となりません。

2つの異なる事業所で勤務してもよいか?

(例えばA事業所で月火水曜日で勤務、B事業所で木金土曜日に勤務)

就職応援金は、同一の法人での勤務していることが条件となります。

同一法人内の事業所間で勤務している場合は対象です。

異なる法人の事業所で勤務している場合は対象外です。

研修期間も支援金の支給対象になるのか?

実習、研修期間も含めて雇用期間は就職応援金の対象です。

2つの異なる事業所で合算して平均20時間/週の勤務実績がある場合、対象となるか?

就職応援金は、同一の法人での勤務していることが条件となります。

同一法人内の事業所間で勤務している場合は対象です。

異なる法人の事業所で勤務している場合は対象外です。

2. 介護職員の範囲

介護職員の範囲はどこまでか。介護施設で働く看護職員や事務職員等は対象にならないのか。

「介護職員」とは主たる業務として直接介護を行う従事者で訪問介護員を含みます。

したがって、主たる業務が「介護」ではない職種は本制度の対象外となります。

※主たる業務が「介護」ではない職種の例(ケアマネジャー、看護職員、調理員、事務職員、 送迎ドライバー、介護助手、機能訓練指導員、生活相談員等)

ただし、介護職員と別職種を兼任している場合でも、勤務時間の5割を超える時間を介護職員 として勤務していれば、対象となります。

3. その他

雇用対象者には雇用保険を掛ける必要があるのか?

1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがある場合は、雇用保険に加入する義務があります。

申込日時点で介護事業所と障害福祉事業所で兼任しています。その場合、長寿社会政策課(介護)と障害福祉課(障害福祉)のどちらに申込すればよいですか?

申込日時点で申込者の主たる勤務先がどちらかで判断してください。

なお、介護から障害福祉事業に配置転換になった場合等も同様となります。